

# 特約条項

(賃貸借契約書に必ず追加して下さい)

1. 賃貸借契約期間中は、貸主指定の住宅総合保険に加入継続する事。
2. 賃貸借契約期間中は、貸主指定の保証会社による賃貸保証契約を加入継続する事。  

初回	円、以後1年ごとに更新
	更新料 10,000 円/1年
3. 賃貸借契約日より1年以内の解約は、違約金として総賃料の1ヶ月分を支払うものとする。
4. 解約月の日割計算は行わないものとする。
5. 当該物件を賃借人又は、入居者（貸主が認めた）以外の短期宿泊施設・事務所等に使用は禁止とする。
6. 本物件解約時（退去立会い）の際、借主（入居者）の故意・過失による損傷等が見受けられる場合、借主（入居者）の費用負担のもと、甲指定業者にて修繕工事等を実施することを、甲・乙は確認します。なお、その他原状回復につきましては、国土交通省が定めるガイドラインを遵守することを確認します。（本契約開始日から90日以内の消耗部品の交換費用は貸主負担とする）

※賃貸借契約期間は2年間です（自動更新）

※連帯保証人の極度額→総賃料×24ヶ月分の金額を記載して下さい